

資料

令和4年8月18日

文教警察委員会資料

茨城県警察本部

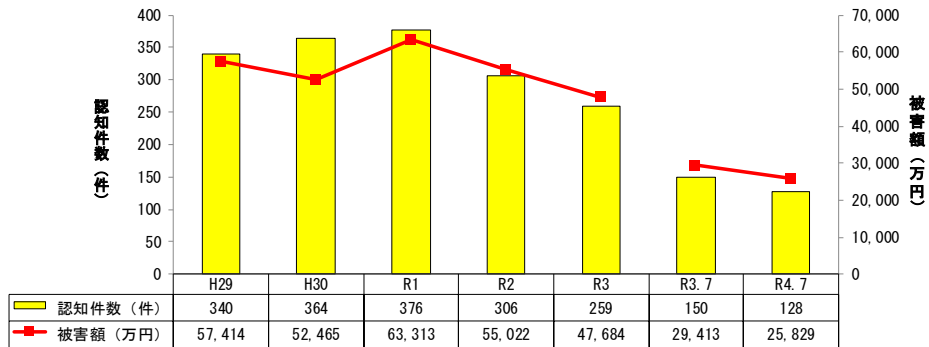
【目次】

(ページ)

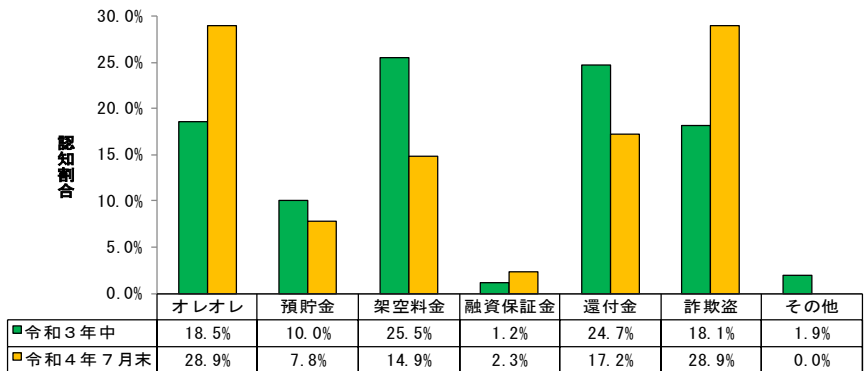
1	刑事部関係	
	高齢者を狙ったニセ電話詐欺等への対策について	1
2	生活安全部関係	
(1)	DV、ストーカー、高齢者虐待、児童虐待等人身安全関連事案への対応について	4
(2)	子供の性被害に係る対策について	6
3	交通部関係	
	高齢者や子供の交通安全の確保について	7

○ 高齢者を狙ったニセ電話詐欺等への対策について ※R4の値は暫定値

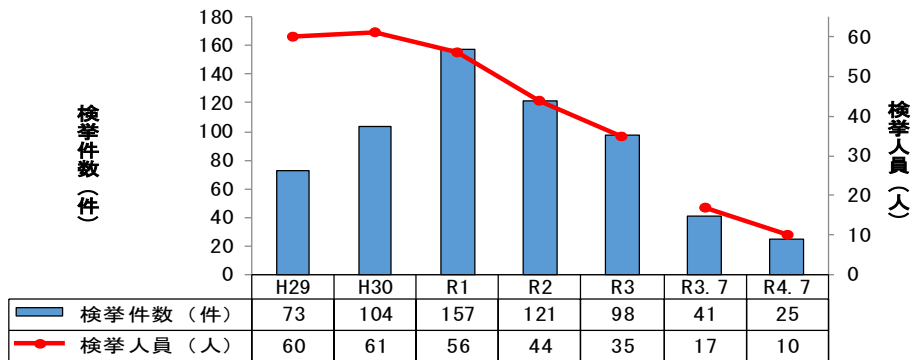
1 認知件数・被害額



2 手口別発生割合

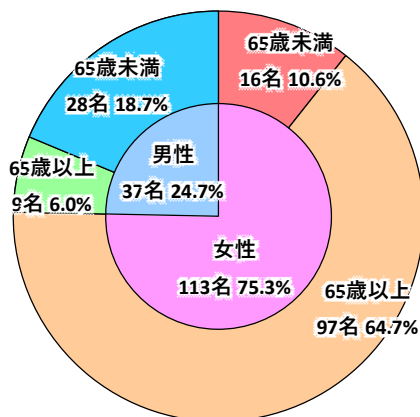


3 検挙件数・検挙人員

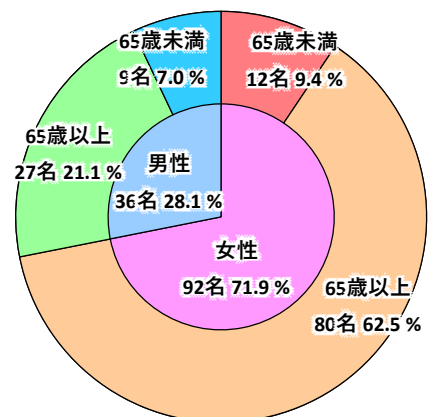


4 被害者年齢・性別

(1) 年齢・性別



令和3年7月末



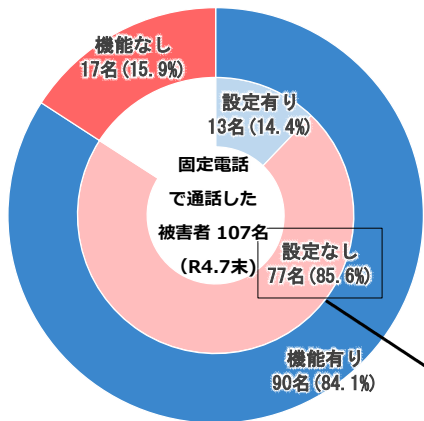
令和4年7月末

(2) 年齢別の認知件数・手口

	オレオレ	預貯金	架空料金	融資保証金	還付金	詐欺盗	その他	合計
10代								
20代			1(5.3%)					1(0.8%)
30代								0
40代			3(15.8%)	3(100%)				6(4.7%)
50代	1(2.7%)		3(15.8%)					4(3.1%)
60歳代	65歳未満		5(26.3%)		4(18.2%)	1(2.7%)		10(7.8%)
	65歳以上		2(10.5%)		17(77.3%)			19(14.8%)
70代	18(48.7%)	3(30.0%)	5(26.3%)		1(4.5%)	10(27.0%)		37(28.9%)
80代	16(43.2%)	7(70.0%)				21(56.8%)		44(34.4%)
90代	2(5.4%)					5(13.5%)		7(5.5%)
合計	37	10	19	3	22	37	0	128

※ () の数値は手口または年代別合計に対する割合

5 留守番電話設定状況



○ 留守番電話有効性の認知状況
留守番電話の有効性を

知っていた **12名** (15.6%)

知らなかった **65名** (84.4%)

6 対策

(1) 被害防止対策

- ア 留守番電話設定の普及促進に向けた働きかけ
- イ 市町村や自治会等との連携による高齢者に配慮した注意喚起
- ウ 金融機関を始めとした関係事業者等との連携による被害防止

(2) 検挙対策

- ア 職務質問やだまされた振り作戦による現場検挙
- イ 突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙

(3) 犯行ツール対策

- ア 犯行に利用された預貯金口座の即時凍結
- イ 犯行電話番号の利用停止要請
- ウ 口座の不正譲渡や携帯電話の不正契約等の取締り

おじいさん
おばあさん だけではなく

どのご家庭でも

いつも

留守番電話設定



若い人と同居していても被害が発生しています

詐欺の犯人は留守電に声を残そうとしません
留守電に声を残した信頼できる人と楽しく通話を

例
外

こんな場合はすぐに受話器を取ってOK

【電話番号表示サービスにご加入されている場合】

- ご家族や取引先などの「登録済みの番号」
- よく電話するなどの「知っている番号」



電話番号の表示

登録済み
番号

または

知っている
番号

すぐに電話対応可



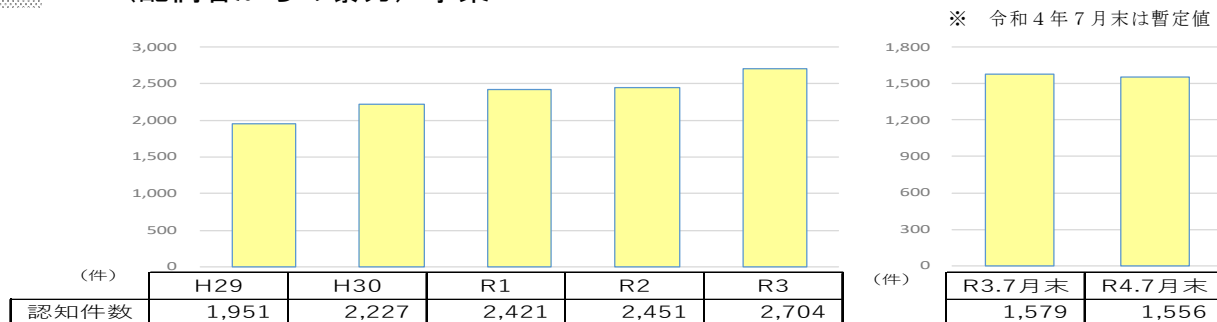
電話番号表示
サービスに加入



茨城県警察

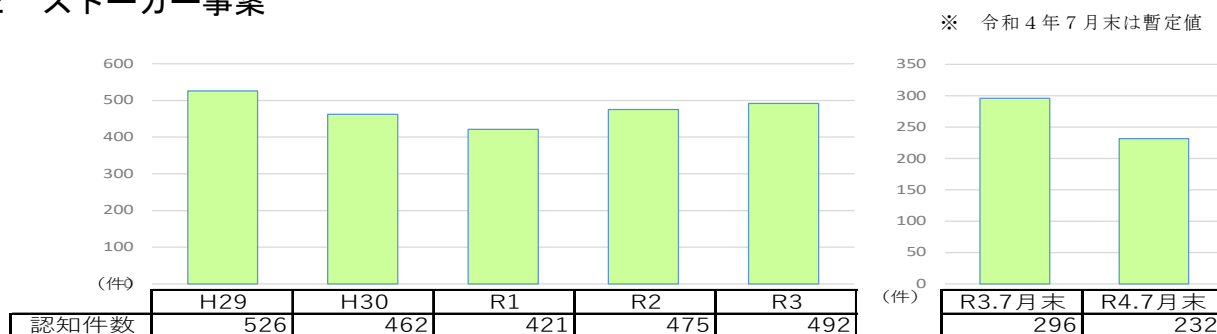
○ DV、ストーカー、高齢者虐待、児童虐待等人身安全関連事案への対応について

1 DV（配偶者からの暴力）事案



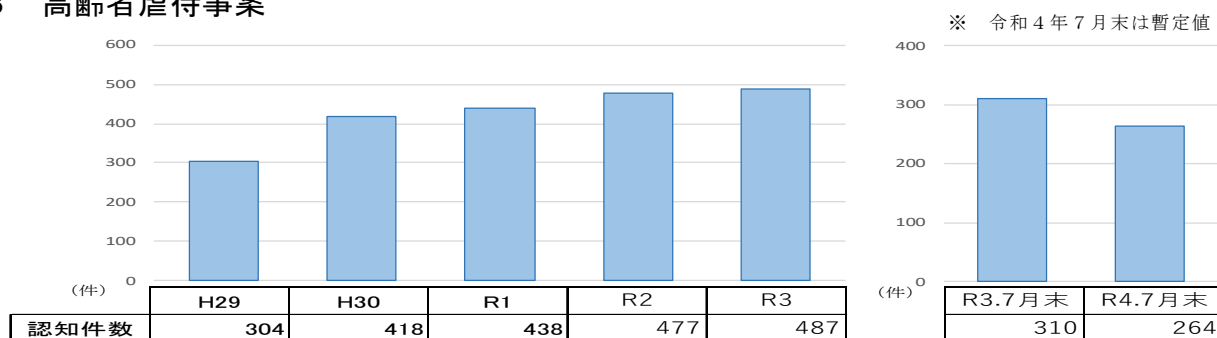
○ 令和4年7月末の認知件数は、1,556件（前年同期比-23件、-1.5%）

2 ストーカー事案



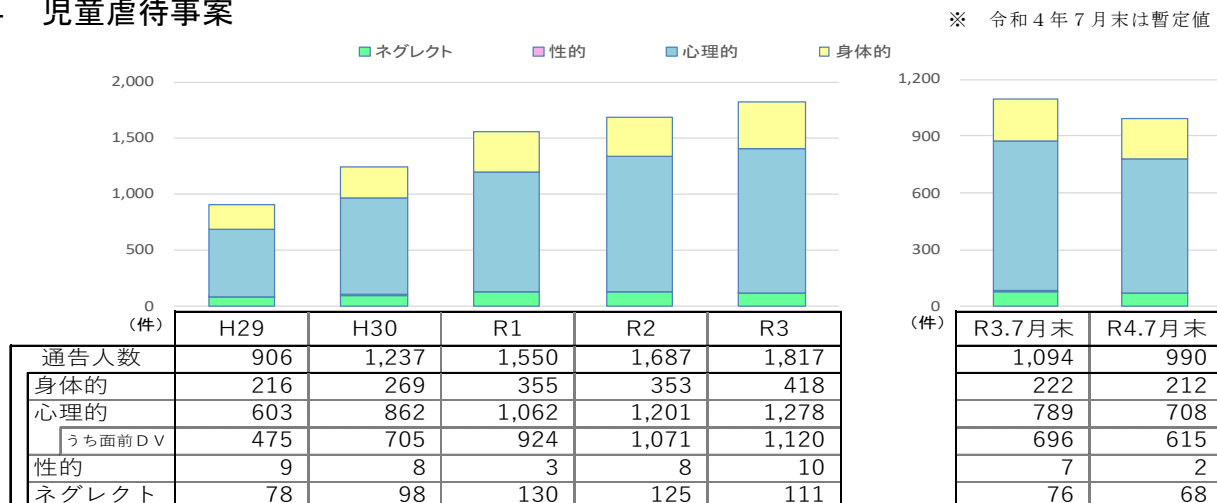
○ 令和4年7月末の認知件数は、232件（前年同期比-64件、-21.6%）

3 高齢者虐待事案



○ 令和4年7月末の認知件数は、264件（前年同期比-46件、-14.8%）

4 児童虐待事案



○ 令和4年7月末の通告人数は、990人（前年同期比-104人、-9.5%）

○ 心理的虐待が708人と最も多く、通告人数全体の約7割

○ 心理的虐待のうち、面前DVが615人で同虐待の約9割

5 関係機関・団体との連携状況



- 相談者のニーズに合わせ、各関係機関等と情報共有を図る。



女性専用相談電話



関係機関・団体紹介リーフレット

6 警察活動

(1) 被害者対策

- 位置情報発信装置、防犯カメラ等の貸出し
- DV事案、ストーカー事案の被害者等への一時避難に係る公費負担制度
- 住民基本台帳の閲覧制限支援
- 110番通報者登録制度



ストーカー被害者向けリーフレット



DVD資料（アニメで学ぼうストーカー対策）

(2) 加害者対策

- ストーカー加害者に対する精神医学的治療
加害者の内面に働き掛け、加害者の被害者に対する支配意識や執着心を取り除き、加害行為の再発を防止することを目的としている。

○ 子供の性被害に係る対策について

1 罪種別被害状況

令和4年7月末は暫定値

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3.7月末	R4.7月末
総数(人)	36	64	45	51	55	55	47	29	21
児童買春・児童ポルノ禁止法	16	36	21	28	41	37	31	17	12
淫行させる行為(児童福祉法)	1	16	10	9	0	6	1	1	1
みだらな性行為等(青少年育成条例)	19	12	14	14	14	12	15	11	8
上記のうち、SNSに起因する被害	19	28	19	25	31	20	20	11	8
構成率(%)	52.8%	43.8%	42.2%	49.0%	56.4%	36.4%	42.6%	37.9%	38.1%

※ 子供の性被害とは、児童買春、児童ポルノ製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為等であり、警察庁において、上記3罪種を規定している。

- 令和4年7月末現在、児童買春や児童ポルノ等の被害に遭った児童は21人(前年同期比-8人、-27.5%)
- 児童買春・児童ポルノ禁止法による被害が12人で最多
- 被害少年21人のうち、8人(38.1%)がSNSの利用に起因

2 学職別被害状況

令和4年7月末は暫定値

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3.7月末	R4.7月末
学職別合計(人)	36	64	45	51	55	55	47	29	21
未就学児	0	0	0	1	1	0	0	0	0
小学生	2	17	8	2	4	5	6	3	0
中学生	15	21	14	20	25	19	25	14	8
高校生	17	23	22	23	22	30	14	10	12
有職少年	1	0	0	1	1	1	0	0	0
無職少年	1	3	1	4	2	0	2	2	1

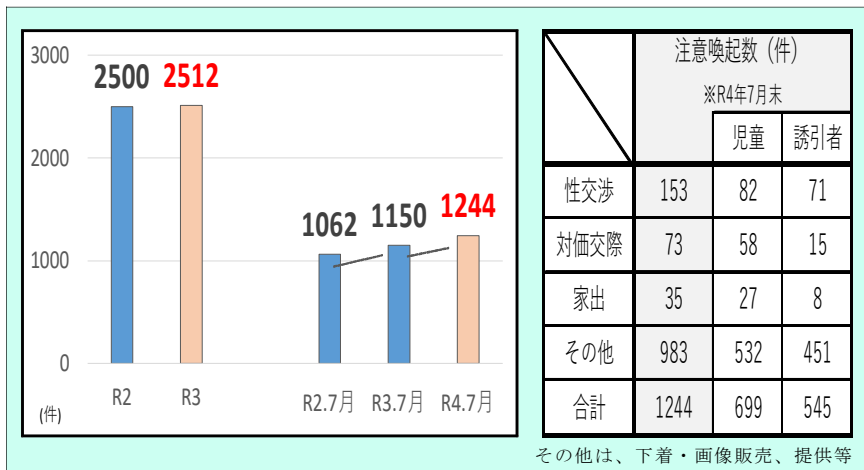
- 令和4年7月末現在、高校生が12人で最多、次いで中学生8人
- 中学生(38.1%)と高校生(57.1%)で、被害少年全体の95.2%

3 SNSの利用に起因する犯罪被害防止対策

- 非行防止教室等による規範意識の醸成と犯罪被害防止の啓発活動(令和3年中延べ584校実施、児童生徒71,748人が受講)
- サイバーパトロール、街頭補導活動による被害少年等の早期発見・保護
- 県警察YouTube公式チャンネル等あらゆる媒体を活用した広報啓発活動



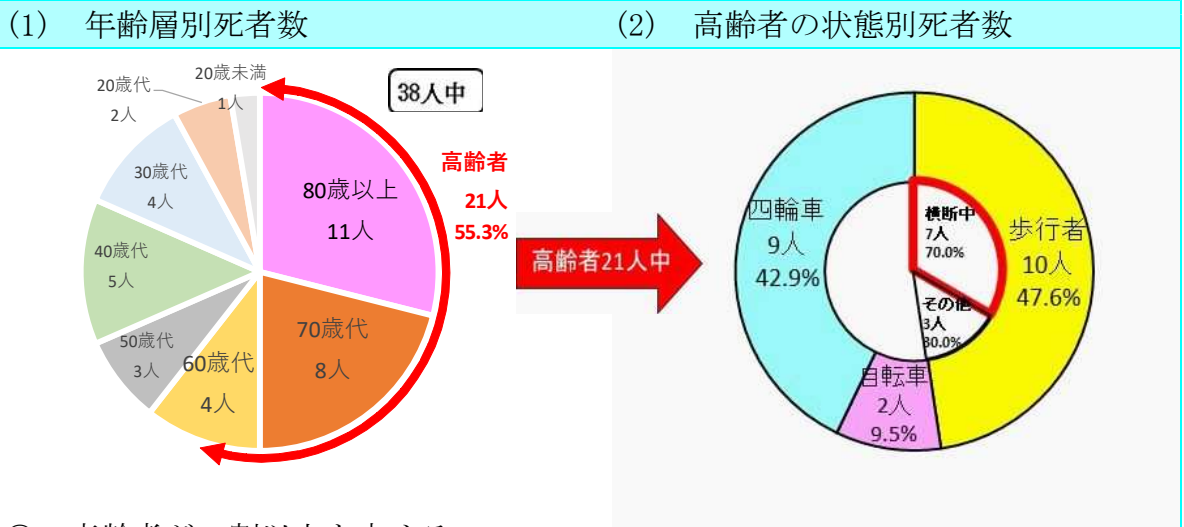
リモート方式による非行防止教室



Twitterにおける注意喚起実施状況

○ 高齢者や子供の交通安全の確保について

1 高齢者、児童・生徒の交通事故発生状況（令和4年7月末）



- 高齢者が5割以上を占める
- 高齢者の死者のうち歩行者が約5割、うち横断中が7割を占める

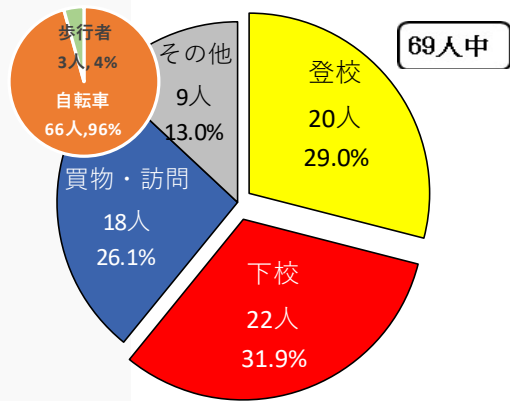
(3) 児童・生徒の通行目的別負傷者数・事故類型別負傷者数（暫定値）

ア 通行目的別

【小学生】

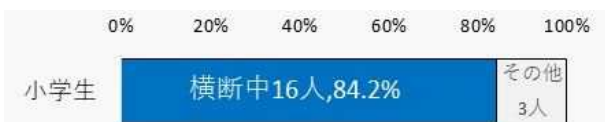


【中学生】

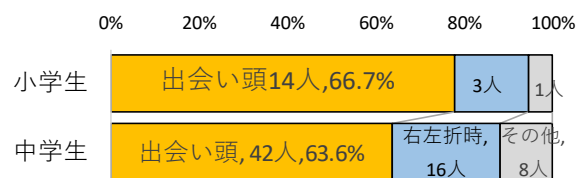


イ 事故類型別

【歩行者】



【自転車】



- 通行目的別では
 - ・小学生は買物・訪問が最多、自転車と歩行者の割合はほぼ同率
 - ・中学生は登下校が約6割、自転車が9割以上を占める
- 事故類型別では
 - ・小学生の歩行者は横断中が8割以上
 - ・小学生、中学生の自転車は共に出会い頭が6割以上を占めるが、小学生の方が割合が高い

2 交通事故防止対策

(1) 交通安全教育

ア 高齢者

各種シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育

イ 小学生

歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるための参加・体験・実践型の交通安全教室

ウ 中学生

自転車で安全に通行するために必要な技能・知識の習得と自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするための自転車教室等



歩行環境シミュレーターを
活用した交通安全教育



小学生に対する交通安全教育



中学生に対する交通安全教育

(2) 通学路・生活道路における効果的な交通指導取締り

ア 可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度違反取締り

イ 歩行者被害事故の減少を目的とした横断歩行者等妨害等の取締り

ウ 登下校時間帯における車両通行禁止を始めとする各種交通規制の実効性を確保するための交通指導取締り



可搬式速度違反自動取締装置
を活用した交通指導取締り

(3) 通学路・生活道路等における安全・安心な通行空間の整備

ア 通学路における整備

通学路合同点検の実施と実施結果を踏まえた安全対策の着実な推進

イ 生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路における整備

「ゾーン30プラス」を始めとする交通規制の実施、バリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化・高輝度化、横断歩道の塗り直し等の施策の推進



「ゾーン30プラス」



「バリアフリー対応型信号機」



「道路標識 (大型)」

(4) 横断歩行者交通事故防止対策

「その手で合図！止まってくれてありがとう大作戦」の推進

ア 高齢者

身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、自ら納得して横断時の合図を実践することができるための参加・体験・実践型による交通安全教育等

イ 小学生

横断時の合図と感謝の意思表示の習慣化に向けた保護者参加の交通安全教育等

ウ 中学生

交通事故の現状を理解させた上で横断時の合図と感謝の意思表示の必要性を理解させる交通安全教育等



高齢者に対する参加・体験
・実践型の交通安全教育



保護者参加の交通安全教育